

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年7月7日

新千歳空港ターミナルビルディング株式会社

代表取締役社長 阿部 直志

1. 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 新千歳空港国際線旅客ターミナルビル施設再整備工事
- (3) 工事場所 北海道千歳市美々
- (4) 工事内容 本工事は、次のような新千歳空港国際線旅客ターミナルビル施設再整備工事一式（建築・設備一括請負）を工区ごとに行うこととする。
なお、C工区の落札者は、幹事会社として本工事全体の施工調整を行うものとする。

①A工区

- ・ 主要用途 旅客ターミナルビル、ホテル
- ・ 延床面積 増築旅客ターミナルビル部分 約 16,300㎡
ホテル部分 約 20,500㎡
- ・ 構造種別 地上部：鉄骨造 地上4階（ホテル部分は地上8階）
地下部：鉄筋コンクリート造 地下1階

②B工区

- ・ 主要用途 旅客ターミナルビル
- ・ 延床面積 増築旅客ターミナルビル部分 約 7,800㎡
- ・ 構造種別 地上部：鉄骨造 地上3階

③C工区

- ・ 主要用途 旅客ターミナルビル
- ・ 延床面積 増築旅客ターミナルビル部分 約 41,100㎡
改修旅客ターミナルビル部分 約 21,340㎡
- ・ 構造種別 地上部：鉄骨造 地上4階
地下部：鉄筋コンクリート造 地下1階

- (5) 工期 平成32年3月31日まで
ただし、工区によって工期は異なる。詳細は入札説明書による。

- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事である。

2. 入札形態

- (1) 本入札による工事は、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）に発注する。
- (2) ただし、入札後に特定JVを結成する「入札後特定JV結成方式」を採用するので、入札は、特定JVの代表者となるべき者で行うこととする。
- (3) 入札参加資格を有していれば、同一企業が、複数の工区への入札に参加できるものとする。
- (4) 落札者は、当社が指定する期日までに、自らの責任において、当社が定める要件を満たす者と、自らを代表者とする特定JVを結成し、当社と協議のうえ契約を締結するものとする。

3. 入札参加資格

本入札に参加するためには、次に掲げる条件を全て満たしている必要がある。

- (1) 単独の企業であること。
 - (2) 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 入札参加申請書の提出期限の翌日から参加資格の通知日までの期間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (5) 当社への出資会社又は当社への出資会社と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者でないこと。
 - (6) 上記1.(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者でないこと。
 - (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- なお、上記(5)(6)(7)の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準に該当する場合とする。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第

86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア)親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、一方の会社が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①及び②の(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8)日本国の建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築工事業の許可を取得している者であること。

(9)日本国の建設業法第27条の第23項の規定に基づく建築一式工事の客観的事項(共通事項)について算出した点数(経営事項審査点数)が、1,200点以上であること。

(10)建築一式工事の元請けとして次に掲げる同種工事の施工実績を有する者。

全工区共通 過去15年以内に完成引渡した若しくは現在施工中の延床面積50,000㎡以上の空港旅客ターミナルビルの新築工事または増築工事または大規模改修工事で、単独またはJV代表者もしくはJV構成員としての施工実績を有すること。

A工区 過去15年以内に完成引渡した延床面積20,000㎡以上のホテルの新築工事で、単独またはJV代表者としての施工実績を有すること。

B工区 過去15年以内に完成引渡した延床面積10,000㎡以上の鉄骨造建物の新築または増築工事で、単独またはJV代表者としての施工実績を有すること。

C工区 過去15年以内に完成引渡した延床面積20,000㎡以上の空港旅客ターミナルビルまたは官庁施設の増築工事または大規模改修工事で、単独またはJV代表者としての施工実績を有すること。

(11)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①日本国の建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士及び建設業法による

一級建築施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有すること。

②上記(10)の各工区に示す工事について、元請としての施工経験を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) A工区 延床面積20,000㎡以上のホテルの施工経験

(イ) B工区 延床面積10,000㎡以上の鉄骨造建物の施工経験

(ウ) C工区 延床面積50,000㎡以上の空港旅客ターミナルビルの施工経験

③監理技術者にあつては、建設業法による監理技術者資格証を有すること。

(12) 暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証として、自社（自社、自社の役員、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。）が次の①から⑤のいずれかに該当しないことを表明し保証できること。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であること。又は暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、又は関与していたこと。

②自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は利用していたこと。

③暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与し、又は関与していたこと。

④暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は有していたこと。

⑤この契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

4. 特定JVの結成方法

特定JVを結成する際には、次に掲げる条件を満たしていること。

(1) 特定JVの代表者は、落札者であつて、その出資比率は、構成員中最大とする。

(2) 特定JVの構成員は、上記3. (2)(3)(4)(8)(12)に規定する資格を有するものとする。

5. 総合評価に関する事項

(1) 価格以外の要素の評価のために、次の項目の提案を求める。

①工期への配慮

②供用中の空港施設工事における安全・保安対策

③環境への配慮・地域への配慮

④その他取り組み姿勢・上記以外の自由提案

(2) 総合評価の方法

①標準点

失格事項に該当のない入札参加者全てに標準点（100点）を与える。

②評価基準と加算点

提案内容を評価し、当社が認めた場合には、加算点最大40点を与える。詳細については入札説明書に示す。③価格及び価格以外の要素による総合評価は、上記①及び②により標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

標準点＋加算点＝100点＋最大40点

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

6. 担当部署

〒066-0012 北海道千歳市美々 新千歳空港内ターミナルアネックスビル

新千歳空港ターミナルビルディング株式会社 企画本部 計画部

<電話> (0123) 46-5202 <E-mail> keikaku@ncat.co.jp

7. 入札説明書の交付

(1) 交付期間：平成29年7月7日（金）から平成29年7月18日（火）まで。

(2) 交付方法：当社のホームページよりダウンロード

(新千歳空港ターミナルビルディングホームページアドレス<http://www.new-chitose-airport.jp/ja/corporate/>)

8. 一般図の交付

(1) 交付期間：平成29年7月7日（金）から平成29年7月18日（火）まで。

上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から12時、午後1時から4時までの間。

(2) 交付方法：上記6. にて手渡し。なお、一般図の交付を希望する者は、当社のホームページより「守秘義務誓約書」をダウンロードし、署名、捺印の上持参すること。

(新千歳空港ターミナルビルディングホームページアドレス<http://www.new-chitose-airport.jp/ja/corporate/>)

(3) 注意事項：一般図の交付を受けようとする者は、入札に参加する企業の職員であることを証明できる顔写真入りの身分証等を持参すること。なお、明らかに入札参加資格がないと認められる場合には一般図の交付を行わない場合がある。

9. 入札参加申請書の提出について

(1) 入札参加希望者は、別途交付する入札説明書に基づき、入札参加申請書を提出する。

①提出期間：平成29年7月7日（金）から平成29年7月18日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から12時、午後1時から4時までの間。

②提出場所：上記6. に同じ。

③提出方法：提出場所へ持参すること。

(2) その他

①申請書の作成及び提出に係る費用は、提出する者の負担とする。

②提出された申請書は、本件の入札参加資格を確認する目的にのみ使用し、提出する者に無断で他の目的に使用しない。

③提出された申請書は、返却しない。

④提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 入札参加資格の確認の結果については、平成29年7月26日（水）に当社より入札参加資格を認められた者に対して、「一般競争入札参加通知書」を別途郵送する（入札参加資格がないと認められた者へは、その理由を付した文書を通知する。）。

10. その他

(1) 本工事はWTO政府調達協定に準じる。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(3) 詳細は入札説明書を参照。

Summary

(1) The person who is responsible for contract: Naoshi Abe, President, New Chitose Airport Terminal Building Co., Ltd.

(2) Classification of the services to be procured: 41

(3) Subject matter of the contract: Extension and repair of The New Chitose Airport International's Passenger Terminal Building

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by: 4:00 p.m. 18 July 2017

(5) Contact point for tender documentation: New Chitose Airport Terminal Building Co., Ltd., Bibi, Chitose City, Hokkaido, 066-0012, JAPAN Tel 0123-46-5202 e-mail keikaku@ncat.co.jp